

○議事日程（令和元年9月19日最終日）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 認定第2号 | 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 平成30年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 平成30年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 認定第5号 | 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 認定第6号 | 平成30年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 認定第7号 | 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 認定第8号 | 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第9号 | 平成30年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第10号 | 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第11号 | 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第48号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第49号 | 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第50号 | 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第51号 | 養老町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第52号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第53号 | 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第55号 | 令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第56号 | 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	問 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫
消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	廣 澤 幸 雄		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 田 勝 彦

議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長（長澤龍夫君） おはようございます。

令和元年第 3 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段を皆さんでよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（長澤龍夫君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和元年第 3 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、1 番 西脇康君、2 番 清水由美子君を指名いたします。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会及び決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、定例会初日の議案第 55 号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第 2 号）の質問の回答について、三和消防長より発言訂正の申し出ありましたので、許可いたします。

三和消防長。

○消防長（三和隆夫君） 議長より訂正の発言の許可をいただきましたので、議会初日の私ども消防関係の補正予算の説明で、詳細説明に誤りがございましたので、訂正し、御説明申し上げます。

議案第 55 号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第 2 号）の中、8 ページの歳出の中、款 9 消防費、項 1 消防費、2 目非常備消防費で、消防団設備整備費補助金で、非常備機械器具購入事業の救急救助資機材の説明の中で、岩永議員からの質問で、どこへ何を配備したのかとの問いで、町内 11 カ所の防災備蓄倉庫へチェーンソー、爪つきジャッキ、エンジンカッターを配備しましたと回答をいたしましたが、今回の補正の増額分の内容を改めて回答させていただきます。

携帯無線機、トランシーバーですが、消防団の小型動力ポンプ 24 部を対象に、各部へ 2 台、合計 48 台導入する計画でございます。

以上の内容で訂正させていただきます。

○議長（長澤龍夫君） それでは、日程第3、認定第2号 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第11号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題として上程します。

この10議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 大橋三男君。

○決算特別委員長（大橋三男君） それでは、決算特別委員会の報告を行います。

去る9月5、6日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成30年度一般会計及び9件の特別会計の歳入歳出決算認定について審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の結果並びに主な審査の観点は、次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第2号 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

1つ、筆耕料3万円の支出内容の問いに対しては、議長室の歴代正・副議長記名額縁の書きかえに要した支出という回答でありました。

2つ目、次に、ふるさと納税の決算額が1億1,916万円とふえた要因はの問いに対しては、ホームページなどで広く広告をしたこと、返礼品については肉が圧倒的に多く、特に年末にかけて肉の返礼品が集中したことも要因の一つであるという回答でございました。

3番目、次に、新年度に向けて、新しいふるさと納税返礼品の検討状況はの問いに対して、ミズノテクノニクスにゴルフのアイアンを返礼品として協力してもらえることになっているという回答でございました。

4番目、次に、養老町まちづくりビジョン策定事業の不用額75万7,635円の要因はとの問いに対しては、計画審議会を開催する予定であったが、庁内のプロジェクトチーム

で対応できたため、報償費、食糧費等が未執行となったことや、アンケート調査の往信用封筒として既存の封筒を使用したため、消耗品費が少なく済んだこと。また、回答率100%で見込んでいたが、実際は57.5%であったため、通信運搬費が少なく済んだという回答でございました。

5番目、次に、肉祭りと養老フェスタに関する協会団体謝礼の中身はの問いに対しては、野外ステージの司会を町内の芸能協会の方に依頼したため、謝礼として地域商品券1万円程度を支払ったことと、養老鉄道を使って肉祭りに来ていただいた方へのクーポン券や養老フェスタの菓子まきの駄菓子等やバザー券に使用したという回答でございました。

6点目、次に、ブランド認証事業の商品サンプルの使い道はの問いに対しては、現在、商工会青年部でもお世話になっているが、地方銀行主催のフードセレクションや首都圏のデパートなどに行く際に、冷凍や冷蔵の肉やフランクフルトなど持ち運びが不便であるため、米以外の食品のサンプル101点を作成したという回答でございました。

7番目、次に、オンデマンドバスについて、地域公共交通網形成計画策定事業の内容はの問いに対しては、30年度に地域10カ所で地域座談会を開催したところ、オンデマンドバスの予約が煩わしい、オンデマンドバスの一部定時、定路線化できないかという意見があり、現在素案の段階であるが、計画の吸い上げをしている。なお、来年度から、1週間ぐらい前から予約を入れられる実証実験や、オンデマンドバス1台をセミデマンド運行する実証実験を開始する予定であるという回答でありました。

8番目、次に、男女共同参画推進事業について、推進大会からセミナー方式に変わった経緯はの問いに対しては、平成30年に女性防火クラブ連絡協議会で、平成31年2月に更生保護女性会及び保護司会で開催したが、平成31年4月から、大会方式から小規模なセミナー方式に変更して開催した。なお、今後については、女性連絡協議会で御協議いただいて決めたいという回答でございました。

なお、今後は方式を変更するのであれば、団体へも周知してほしいとの要望がございました。

9番目、次に、広幡、上多度、笠郷の自治町民会議の交付金の中の人件費に差がある要因はの問いに対しましては、広幡においては自治会館の駐在員が事務を行っているため人件費はなく、上多度においては主事補で自治町民会議を担当する時間を予算計上しており、笠郷においては専門の事務局長に仕事をしてもらう予算となっているため。なお、現在、広幡においては主事補の人件費を計上しているところであり、笠郷においては見積金額に乖離が生じないよう精査したいという回答でございました。

10番目、次に、マイナンバーカードの30年度末の交付実績はの問いに対し、累計の発行枚数は2,288枚という回答でございました。

また、マイナンバーカードについて、国から自治体に対して交付を推進するような指

導はの問いに対しては、国から積極的に勧奨して交付しなさいという通知は来ていないという回答でございました。

次に、清華苑について、単年度で赤字が1,670万円となっているが、今後の運営に関する考え方はの問いに対しては、本年度の赤字幅についてであります。前年度の696万円と比べると大幅なものとなりました。その理由といたしまして、収入は前年度と比べて亡くなられた方が28人減少したことによる669万円の減。支出におきまして、維持管理費、火炉修繕等の工事請負費で379万円ふえたことが赤字幅の拡大につながっております。

今後の斎苑運営等につきましては、収支状況等も鑑みながらニーズに沿う利用体系の検討とともに、円滑な施設運用を図っていきたいと考えておりますという回答でございました。

13番目、次に、地域未来投資促進法の関連事業の内容はの問いに対しては、企業誘致に当たり、養老町の農産物、特産物を活用した農林水産、東海環状自動車道の交通インフラを活用した成長ものづくり、養老の滝など観光資源を活用した観光まちづくりという3つの分野において、地方創生の関係もあり、観光も絡めながら調査委託の計画書を策定したものという解答でございました。

14、次に、企業誘致の見える実績と見えない実績はの問いに対しては、見える実績としては、サラダコスモの誘致があり、県と一緒に計画等を立てて国から認定1号として受けた。見えない実績としては、窓口や電話の問い合わせや開発公社との協議の中で、21件ほど企業誘致に関する相談が来て対応したという回答でございました。

15、次に、改良住宅の住宅使用料の不納欠損の内訳はの問いに対しては、死亡と相続放棄が2件で253万2,300円、時効が5件で186万7,300円という回答でございました。

16、次に、改良住宅の払い下げ等に関する今後の方針はの問いに対しては、現在改良住宅の払い下げ、譲渡に関し、改良住宅特別委員会で協議されている。進捗状況としては、今後譲渡に向けて滝見町町営住宅から随時譲渡をするという内容で進んでいるという回答でございました。

17、次に、留守家庭児童教室について、保育料未納額10万8,000円の回収方法はの問いに対しては、職員が各家庭を訪問して対応するという回答でした。

18番、次に、留守家庭児童教室について、来年度の高学年の受け入れ方針はの問いに対しては、エアコンが設置され、夏休みは普通教室が利用できるの、来年度から夏休みだけ6年生まで実施しようと考えているという回答でございました。

次に、学校関連の紙など、消耗品の一括購入の考え方はの問いに対しましては、需用費等、消耗品等も含めた予算も配分形式で学校ごとに執行しているが、当然経費節減はすべきと認識をしているので、検討可能ということであれば見直していきたいという回答でございました。

20、次に、町税の差し押さえ件数と金額、その内訳はとの問いに対しましては、差し押さえは47件、1,636万8,651円。内訳は、預貯金が30件、1,049万7,602円。生命保険料が8件、47万4,213円。給料が1件、91万5,324円。賃借料1件、119万9,364円。国税還付金7件、77万3,148円。別に年金が250万9,000円という回答でございました。

次に、今後の徴収の方針はとの問いに対しましては、まずは差し押さえに向かうための財産調査を実施し、その上で少額で換価が難しいものを除いて差し押さえるべきものを差し押さえたい。また、徴収においては、新たな滞納者をふやさないということが大前提なので、現年度分について頑張って徴収したいという回答でございました。

それでは次に、特別会計について御報告を申し上げます。

認定第3号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

不納欠損の件数と金額、最大の個人の金額はとの問いに対して、件数は172件、金額は2,051万174円。個人の最大額は268万6,426円という回答でございました。

次に、資格証明書と短期証の発行件数は。また、高額療養費200万円以上の件数と金額はとの問いに対しましては、令和元年9月1日現在、資格証明書は26世帯、38名。短期証は163世帯、295名。高額医療費は200万円以上300万円未満が39件、300万以上400万未満が8件、400万以上500万未満が4件、500万以上600万未満が2件、600万以上700万未満が1件、900万円以上1,000万未満が2件で計56件という回答でございました。

次に、国保が広域になってから町の基金に対する考え方はとの問いに対しましては、現在、当町は納付金算定において激変緩和措置の対象となっているが、いずれ対象となくなった場合に備え、基金へ積み立てさせていただいているという回答でございました。

次に、出産育児一時金の支払済額524万円の件数はとの問いに対しましては、12件という回答でございました。

次に、繰越金が当初予算額に比べて非常に大きくなっている理由はとの問いに対しましては、繰越金は当初予算を組む中で歳出と歳入の合計金額が一緒になるよう繰越金で調整しているためという回答でございました。

それでは次に、認定第4号 平成30年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はございませんでした。

次に、認定第5号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

新食肉基幹市場の設立に向けて、町内の2つの食肉組合の統合に向けた話し合いの進捗状況はとの問いに対しましては、平成30年度に両組合がそろっての会合を持つことはできなかったが、内々的には現在当町の施設を使用していない組合の方にも、新市場ができたときは使っていただくようにということをお願いをしているという回答でございました。

次に、認定第 6 号 平成30年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

不納欠損844万9,549円の件数は。また、特別会計がなくなった後の未納金額6,000万円に対する処置の考え方はの問いに対しましては、件数は1件、また未納金額に対する今後の考え方は、令和4年に現年度の償還が終わるので、それ以降については財政と協議をしながら進めたいという回答でございました。

また、債権の整理件数とその効果はの問いに対しましては、平成30年度の債権の整理件数は29件であり、うち16件は分納誓約、8件は時効援用待ち、5件は弁護士による交渉中であり、効果としては、分納で59万9,797円が入金をされたという回答でございました。

また、次に、時効援用待ちの8件については、弁護士からのアドバイスや他の自治体から学んだ内容はの問いに対しまして、毎年現年度分として償還していて、未納のある方には手紙の中に弁護士事務所や法テラスを紹介する文書を入れることを考えているという回答でございました。

次に、認定第 7 号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

不納欠損について、例年の2.5倍にふえた要因はの問いに対して、御指摘のとおりふえてはいる。結果として滞納が多く残ってしまったと思われるとの回答でした。

次に、公共下水道の管理費について、委託料を抑制するような交渉の状況はの問いに対しては、清掃業者は町内に1社のみであり、中部処理区においては当初から毎年1社のみでお願いをしているため、御理解いただきたいという回答でございました。

また、下水全体の整備率と接続率は。また、今後の整備方針はの問いに対しましては、整備率は事業計画面積234ヘクタールに対して、整備済みが231.77ヘクタールということで99%を超えている。また、接続率は平成30年度末で68%ほどであるが、毎年1%ほど伸びている。

今後の整備方針については、事業期間は平成31年3月末まで終了したが、事業計画を変更して、現在令和7年までの延長をかけている。なお、平成29年度の構想見直しにより、下水道の整備区域以外のところは合併処理浄化槽の促進に変更されたので、下水道については計画的な方針により維持管理していきたいという回答でございました。

次に、認定第 8 号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は特に質疑はありませんでした。

次に、認定第 9 号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

家族介護慰労金支給事業を見直す考えはの問いに対しましては、要介護認定4、5を受けながら介護サービスを受けてみえない家族に対して慰労金を支給しているが、結果

的に使われなかったことが家族にとっては負担になると思われるため、今後対策等を検討したいという回答でございました。

また、滞納や不納欠損をしている方が、介護保険を使いたいと言われた場合の対応はの問いに対しましては、昨年度、介護保険料の滞納がありながら介護サービスを受給された方は4名おり、そのうち1名は分納誓約を取り交わして分納していただいております、それ以外の方は税務課へ徴収を移管しているという回答でございました。

次に、認定第10号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第11号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました合計10件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て、採決の結果、認定第2号から認定第11号までの10議案は挙手全員によりそれぞれ原案のとおり認定するべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第3、認定第2号 平成30年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第3号 平成30年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第4号 平成30年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長の委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第5号 平成30年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第6号 平成30年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定するものに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第7号 平成30年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第8号 平成30年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第9号 平成30年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第10号 平成30年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第11号 平成30年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） 次に、日程第13、議案第48号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第20、議案第56号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題といたします。

この8議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員長の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 野村永一君。

○総務民生委員長（野村永一君） 総務民生委員会報告をいたします。

去る９月９日、各委員並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定及び一部改正５件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算２件の合計７件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について、御報告いたします。

まず、議案第48号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに関しては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第49号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに関しましては、１．町内での特定教育保育施設等に該当する施設はの問いに対して、私立保育園、私立こども園、公立こども園が該当するとの回答でした。

次に、議案第50号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてに関しましては、１．印鑑証明における旧氏と現氏の整合性はの問いに対して、結婚前に旧氏で印鑑登録をして結婚後に名字が変わった場合に、証明書に旧氏も記載することによって、名字と印鑑証明との整合性をとるものとの回答でした。

２番目に、証明書の旧氏と現氏は併記かの問いに対して、証明書は住民基本台帳に基づいた氏名で証明されるので、旧氏は欄外に表記されるものとの回答でした。

３．証明書の新様式の作成状況は問いに対して、様式は変更せずに備考欄につけ加える。ただ、自動交付機は施行日に間に合わないため、張り紙や広報、ホームページ等で周知するとの回答でした。

次に、議案第51号 養老町税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、１．死亡や障害による弔慰金の額はの問いに対して、主たる生計を維持していた方が亡くなった場合は500万円、その他の場合は250万円、また主たる生計を維持していた方が障害になった場合は250万円、その他の場合は125万円との回答でした。

２番目に、委員会の委員５名の構成はの問いに対して、医師、弁護士、大学教授、医療福祉関係のソーシャルワーカー、行政側として住民福祉部長の５名との回答でした。

３．委員会での障害区分の判定はの問いに対して、委員会では災害弔慰金か見舞金を支給するに当たって、自然災害によるものかどうかの判定をするのであって、障害区分を決めるものではないとの回答でした。

災害の定義はの問いに対して、災害救助法に指定された災害との回答でした。

災害救助法の適用の決定方法はの問いに対して、都道府県が市町村を単位として決定しているとの回答でした。

次に、議案第55号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）に関しましては、初めに、三和消防長より定例会初日の消防団施設整備費補助金の総括質疑に関する発言の訂正を受けた後、質疑を行いました。

発言の訂正をする前の内容はの問いに対して、チェーンソーと爪つきジャッキ、エンジンカッターについては既に購入済みであり、今回の補正予算は県から追加配分が来たためトランシーバーをふやすものとの回答でした。

2. トランシーバーの使い道はの問いに対して、通常の火災対応という形で可搬の小型ポンプを扱う操作員と隊長との間の通信手段として使用するとの回答でした。

3 番目、長寿社会福祉基金において、地方公共団体金融機構運用債券を購入した金額と金利はの問いに対して、3月に1億円分を利率0.468%で購入し、さらに6月に1億円を利率0.323%で購入した。なお、利払いは年2回、3月と9月に入ってくるとの回答でした。

4. 長寿社会福祉基金の総額はの問いに対し、基金総額は3億253万33円。なお、そのうち運用する額は、不測の事態等を考えて2億円が限界だと思っているとの回答でした。

5. 中学校校舎等施設整備事業の内容はの問いに対して、高田中学校の格技場のフローリングの不良箇所の張りかえと、合併浄化槽の機械室の換気扇と制御盤のタイムカウンターの取りかえ、また東部中学校の合併浄化槽のブロワー1台を修繕するとの回答でした。

次に、議案第56号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の制定及び一部改正5件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算2件の合計7件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外議員からの経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 水谷久美子君。

○産業建設委員長（水谷久美子君） 去る9月9日、各委員及び議長並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について、御報告をいたします。

まず、議案第53号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに関しましてであります。

1. 現在の指定業者数への問いに対して、102事業者あり、内訳としては養老町が23事業者、養老町を除いた西濃が55事業者、それらを除いた県内で18事業者、県外が6事業者との回答でした。

2. 養老町水道設備協同組合への周知と反応への問いに対して、組合に周知は行っていないため、話し合いは今のところできていないとの回答でした。

3. 近隣市町の手数料の状況への問いに対して、近隣市町の状況を調査したところ、海津市、垂井町、関ヶ原町、池田町、輪之内町は消費税込みで1万円を予定しており、大垣市だけが1万4,000円であるとの回答でした。

指定の周知方法は問いに対して、ホームページへの掲載や、水道課窓口へのチラシ、直接指定業者に郵便をしようと考えているとの回答でした。

4. 10月に消費税が上がることに對し、町独自で手数料を柔軟に対応する考えへの問いに対して、手数料は水道協会から示された基準額1万円を参考に決定したとの回答でした。

5. 水道組合における全国的組織の存在への問いに対して、養老町水道設備協同組合は町内の任意組合として活動しており、大きな組織としては把握していないとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（長澤龍夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時35分とします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

これより、順次討論及び採決を行います。

11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 先ほどは無断で席を外しました、御無礼しました。

以後気をつけますので、よろしくお願いします。

○議長（長澤龍夫君） それではまず、日程第13、議案第48号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第49号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第50号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論

を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第51号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第52号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第53号 養老町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第55号 令和元年度養老町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第56号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（長澤龍夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営

委員会に付託いたしたいと思います。

また、この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究については、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（長澤龍夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（長澤龍夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、令和元年第3回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前10時42分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 9 月 19 日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子